

福島市議会議長	萩 原 太 郎	様
福島市長	木 幡 浩	様
福島市教育委員会教育長	佐 藤 秀 美	様
福島市水道事業管理者	清 野 一 浩	様

福島市監査委員	佐 藤 博 美
同	佐 藤 成
同	尾 形 武
同	丹 治 誠
	(公 印 省 略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和6年度 定期監査 結果報告書

教育委員会
水道局

令和6年12月27日提出

福島市監査委員

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局

教育委員会：教育総務課、学校教育課、教育施設管理課、教育研修課、
生涯学習課、中央学習センター、市立図書館

水道局：水道総務課、経営企画課、経理課、配水課、給水課、
水道整備課、施設管理センター

2 対象期間

令和5年4月から令和6年3月までの執行業務
(必要に応じて令和4年度及び令和6年度の執行業務)

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、次の視点で監査を行った。

- 1 収入、支出、契約、財産管理などの事務が適法、適正、正確に執行されているか
- 2 コスト縮減など経済的、効率的な事務執行が行われているか
- 3 事業手法が目的を達成するために有効なものか
- 4 内部統制の整備状況、運用状況が有効か

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「市が補助金等を支出している事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び東部学校給食センター

2 日程

令和6年8月19日から令和6年12月26日まで
(うち施設実査 令和6年11月13日)

第7 監査の結果

第1から第6まで記載のとおり監査した限りでは、財務に関する事務の執行等は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。

ただし、以下の内容については、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

支出事務関係（補助金等交付事務関係）

- ・中学生ドリームアップ事業交付金において、要綱第3条では市と福島市中学校長会との間で委託契約を締結することが規定されているが、委託契約が締結されていないまま市から福島市中学校長会を経由し各中学校内に組織された事業主体である中学校区実行委員会へ交付金が交付されていた。
(学校教育課)

収入事務関係（調定・徴収事務関係）

- ・その他の営業収益（設計審査手数料）において、福島市水道条例第36条によれば、給水装置工事施行の工事承認の際徴収するものを、工事承認前に

なされた給水装置工事施行申込みの取消しの際に徴収している。このことについて、前回監査時に指摘事項としていたが、給水装置工事設計施行指針を改訂し、公表しているものの、条例は未改正の状態が続いている。現在、条例改正に向けて協議をすすめているとのことであるが、収入事務の適正な管理の観点から、速やかに適切な対応に努められたい。

(給水課)